## 小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

#### I 都市計画の目標

# 1. 基本的事項

この方針では、小樽都市計画区域(以下「本区域」という。)について将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定の方針を平成 <u>32</u>年の姿として策定する。

その範囲及び規模は、小樽市の行政区域の一部からなり、その面積は次のとおりである。

	市		名	範	囲	面	積
都市計画区域	小	樽	市	行政区域	戈の一部	約 <u>12.</u>	973 <mark>ha</mark>
合				計		約 <u>12.</u>	973 <mark>ha</mark>

### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、北海道の南西部に位置し、日本海に面した長い海岸線と、緑濃い山々に囲まれる起伏に富んだ地形を呈し、市街地は重要港湾である小樽港を中心として、狭あいな平坦地と背後の丘陵地に広がっている。

また、小樽市は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として開かれ、海陸流通の要衝として本道の発展に大きく貢献しつつ、経済都市として発展してきた。

近年は、道央広域連携地域の中核都市として産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点として広域的な都市機能を分担しており、人・もの・情報の交流でにぎわう、国内・国際交流の拡大を目指すとともに、まちなかのにぎわい創出、まちなか居住などによる中心市街地の活性化や、今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、魅力あるまちづくりや適切な土地利用を図る必要がある。

このことから、将来都市像を「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、 協働のまち」として、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づ くりを進める。

# Ⅱ 区域区分決定の有無とその方針

#### 1. 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、地形的に東西に細長く、大部分が山地や丘陵地によって占められ、平地が極めて少ない地形であり、このような土地利用の制約の中で、コンパクトな市街地を形成してきている。現市街地においては、現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との健全な調和を図っていくため、引き続き区域区分を定める必要がある。

旧

# 小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

#### I 都市計画の目標

# 1. 基本的事項

### (1) 目標年次

この方針では、小樽都市計画区域(以下「本区域」という。)について将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定の方針を平成 22 年の姿として策定する。

## (2) 範 囲

その範囲及び規模は、小樽市の行政区域の一部からなり、その面積は次のとおりである。

	市		名	範	囲	面	積
都市計画区域	小	樽	市	行政区域	或の一部	約 <u>12.</u>	971ha
合				計		約 <u>12,</u>	<u>971</u> ha

### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、北海道の南西部に位置し、日本海に面した長い海岸線と、 緑濃い山々に囲まれる起伏に富んだ地形を呈し、市街地は重要港湾である小樽港を中心として、狭あいな平坦地と背後の丘陵地に広がっている。

本区域は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として開かれ、海陸 流通の要衝として本道の発展に大きく貢献しつつ、経済都市として発展 してきた。

近年、本区域は、道央中核都市圏の中で産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点として広域的な都市機能を分担しており、さらに北方圏における国際交流の拠点的役割を果たすため、将来像を「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」とし、活力に満ちた都市を目指す。

# Ⅱ 区域区分決定の有無及び区域区分を定める際の方針

# 1. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は人口は減少しているものの、人口規模は大きく、世帯数は増加している。これまで道央圏の中で産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点の一部としての都市機能を担っており、産業規模は増加傾向を示しているが、都市施設の整備状況はいまだ低い水準にあるため、市街地の拡大を抑制し、市街地内部の充実・整備を進める必要がある。

以上のことから、今後も農林漁業との調和を図りながら、無秩序な市

# 2. 区域区分の方針

### (1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

1 1 21 14/11/		<u> </u>
	平成 17年	平成 32 年
	(基準年)	( <u>目標年</u> )
都 市 計 画 区域内人口	142.2 千人	おおむね <u>116.7</u> 千人
市街化区域内 人 口	<u>140.9</u> 千人	おおむね <u>115.8</u> 千人

# (2) 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次のとおり想定する

		平成 <u>17</u> 年 (基準年)	平成 <u>32</u> 年 ( <u>目標年</u> )
生産	工業出荷額	<u>1,381</u> 億円	<u>1,260</u> 億円
規 模	卸小売販売額	<u>3,171</u> 億円	<u>2,850</u> 億円
就	第1次産業	0.9 千人	おおむね <u>0.5</u> 千人
業者	第2次産業	<u>11.5</u> 千人	おおむね <u>10.4</u> 千人
数	第3次産業	<u>46.9</u> 千人	おおむね <u>43.3</u> 千人

# (3) 市街化区域の規模

市街化区域は、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模とし、おおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 <u>32</u> 年 ( <u>目標年</u> )
市街化区域面積	おおむね <u>3,848</u> ha

街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

# 2. 区域区分の方針

### (1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成 <u>12</u> 年 (基準年)	平成 <u>22</u> 年 ( <u>基準年の 10 年後</u> )
都 市 計 画 区域内人口	151 千人	おおむね <u>147</u> 千人
市街化区域内 人 口	149 千人	おおむね <u>146</u> 千人

# (2) 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 <u>12</u> 年 (基準年)	平成 <u>22</u> 年 ( <u>基</u> 準年の 10 年後)
生産	工場出荷額	1.798 億円	<u>2,083</u> 億円
規 模	卸小売販売額	3,957_億円	4,321 億円
就	第1次産業	<u>1.0</u> 千人	おおむね <u>0.7</u> 千人
業者	第2次産業	<u>15.2</u> 千人	おおむね <u>14.5</u> 千人
数	第3次産業	<u>51.9</u> 千人	おおむね <u>50.8</u> 千人

# (3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現状及 び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定す る。

年 次	平成 <u>22</u> 年 ( <u>基</u> 準年の 10 年後)
市街化区域面積	おおむね <u>3,846</u> ha

### Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

# 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

現在の市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する。

市街化区域の範囲は、人口動態や産業の動向等から現状を維持し、利便性の高いコンパクトな市街地形成を目指す。

主要用途は、住居系、商業系、工業系に分け、次のように位置付ける。

# 住居系

住居系は、地域特性に応じた住環境の適切な維持・更新を基本とした住宅市街地を形成していくため、低層系住宅地と一般系住宅地に分けて位置付ける。

低層系住宅地は、戸建て低層住宅を主体とした低密度な建物構成の 水準を維持し、ゆとりある良好な自然環境が保たれた住宅地として 幸<u>・天神</u>・望洋台・桂岡町などに配置し、良好な住環境の形成を図 る。

一般系住宅地は、住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在する 中心市街地の周辺や幹線沿いに配置し、このうち中高層住宅地は、低 層建物と中高層建物が共存する良好な住環境の整備に努める。

また、既存の地区計画の見直しを含め、地区計画等の活用により、地区の特性や社会環境の変化等に応じた良好な住環境の形成に努め

# ② 商業系

商業系は、各地域特性を活かした魅力ある商業空間の創出に努め中心商業・業務地、一般商業地、沿道サービス地などに分けて位置付ける。

中心商業・業務地のうち、中心商業地は、小樽市中心市街地活性化基本計画に基づき商業、サービスの集積地としてJR小樽駅周辺及び都通り商店街を中心とした色内・稲穂・花園などに配置し、まちなか居住などの複合的な機能を備えたにぎわいのある商業地の形成を図る。また、官公庁施設などとしての業務地は、花園・富岡などに配置し、行政サービス機能を活かした利便性の向上に努める。

一般商業地としては、中心商業地の周辺で既に商業施設の集積がみられ、徒歩圏での利便性を支える地区や、地域の生活を支える商業地として手宮・長橋・入船・銭函などに配置し、日常生活利便施設の充実を図る。

沿道サービス地としては、主要な幹線ごとの状況に応じて蘭島・塩谷・緑・奥沢・新光・銭函などに配置する。

レジャー・レクリエーション及びウォーターフロントを活かした商業地として、山間部の朝里川温泉、臨海部のJR小樽築港駅周辺にそれぞれ配置する。

### Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

#### (1) 主要用途の配置方針

現在の市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する。

市街化区域の範囲は、人口動態や産業の動向等から現状を維持し、 利便性の高いコンパクトな市街地形成を目指す。

主要用途は、住居系、商業系、工業系に分け、次のように位置付ける。

### ① 住居系

住居系は、地域特性に応じた住環境の適切な維持・更新を基本と した住宅市街地を形成していくため、低層系住宅地と一般系住宅地 に分けて位置付ける。

- ・低層系住宅地は、戸建て低層住宅を主体とした低密度な建物構成の水準を維持し、ゆとりある良好な自然環境が保たれた住宅地として<u>オタモイ・</u>幸・望洋台・新光町・桂岡町<u>・星野町</u>などに配置し、地区計画などにより良好な住環境の形成を図る。
- ・一般系住宅地は、中心市街地や幹線沿いに広がる既存住宅地に配置し、都市基盤や住環境の整備を引き続き図る。このうち、定住型の中高層住宅地をJR小樽築港駅周辺地区に配置し、オープンスペースを確保するなど快適な住宅地の整備を図る。

# ② 商業系

商業系は、各地域特性を活かした魅力ある商業空間の創出に努め中心商業・業務地、一般商業地、沿道サービス地などに分けて位置付ける。

- ・中心商業・業務地のうち、中心商業地は、本区域の核となる商業、サービスの集積地としてJR小樽駅周辺及び都通り商店街を中心とした色内・稲穂・花園などに配置し、都市居住などの複合的な機能を備えた商業地の形成を図る。また、官公庁施設などとしての業務地は、花園・富岡などに配置し、行政サービス機能の充実を図るとともに、文化活動施設の充実を図り利便性の向上に努める。
- ・一般商業地としては、中心商業地の周辺で既に商業施設の集積が みられ、徒歩圏での利便性を支える地区や、地域の生活を支える 商業地として手宮・長橋・入船<u>・新光</u>・銭函などに配置し、日常 生活利便施設の充実を図る。
- ・沿道サービス地としては、主要な幹線毎の状況に応じて蘭島・塩谷・緑・奥沢・新光・銭函などに配置する。
- ・レジャー・レクリエーション及びウォーターフロントを活かした 商業地として、山間部の朝里川温泉、臨海部のJR小樽築港駅周 辺にそれぞれ配置する。

③ 工業系

工業系は、工業系施設の集積を図る地域として重要な工業拠点である工業専用地と既に工場等が集積し、住宅等と共存する一般工業地に 分けて位置付ける。

工業専用地は、道央広域連携地域に立地する地域特性と港湾と連携のとれた物流機能を活かし、交通基盤と対応した都市型工業の立地を 基本として銭函地区や小樽港の各ふ頭に配置する。

一般工業地は、軽工業などの工業施設や運輸・卸売などの流通に関する施設が集約されている地域として、塩谷・奥沢・天神・桂岡町などに配置する。

また、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集 客施設の立地については、都市機能の適切な立地誘導を図る観点から、特別用途地区により立地を制限する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

商業系市街地としての中心商業・業務地は、各地区にふさわしい機能を集積し、その効果を高めるため高密度の利用を進め、<u>周辺の景観</u>と調和した都市空間を創出する。

一般商業地、沿道サービス地を担う地区は中密度の利用を図る。

工業系市街地の銭函地区や一般工業地は、地区特性に応じた適正な密度の利用を図る。

住居系市街地としては、低層系・一般系の各住宅地について、それぞれ低密度及び中密度の利用を図り、良好な住環境の維持・創出<u>に努める。</u>

(3) 市街地における住宅建設の方針

老朽住宅や木造住宅が密集する地区は、老朽住宅の建て替えや共同 化などを誘導するとともに、中心市街地においては、高い利便性を生 かしたまちなか居住を推進し、だれもが安全で安心して暮らせる住環 境の形成に努める。

また、老朽化が進む公営住宅については、改善及び建替事業などによる高度利用を進め、良好な居住環境の形成を図る。

- (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
  - ① 土地の高度利用に関する方針

JR小樽駅周辺については、小樽市中心市街地活性化基本計画と連携した土地利用の高度化及び未利用地の有効利用を促進し、中心市街地として活力とにぎわいのあるまちづくりを進め、都市環境の充実を図る。

また、JR小樽築港駅周辺については、広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、周辺施設と連携のとれた複合的な土地利用を促進する。

③ 工業系

- ・工業系は、工業系施設の集積が保たれている地域や、今後、集積を図るべき地域として工業専用地を、その他の地域を一般工業地として位置付ける。
- ・工業専用地は、道央圏における地域特性と港湾に関連した物流機能を活かし、交通基盤と対応した集約的な立地を基本とした 地区・小樽港の各ふ頭に配置する。
- ・一般工業地は、<u>都市型</u>軽工業などの工業施設や運輸・卸売などの 流通に関する施設が集約されている地域として、塩谷・奥沢・天 神・桂岡などに配置する。

### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

商業系市街地としての中心商業・業務地及びJR小樽築港駅周辺は、各地区にふさわしい機能を集積し、その効果を高めるため高密度の利用を進めるとともに、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づいた魅力ある都市空間を創出する。

- ・一般商業地、沿道サービス地を担う地区は中密度の利用を図る。
- ・工業系市街地の銭函地区や一般工業地は、地区特性に応じた適正 な密度の利用を図る。
- ・住居系市街地としては、低層系・一般系の各住宅地について、それぞれ低密度及び中密度の利用を図り、良好な住環境の維持・創出を推進する。
- (3) 市街地における住宅建設の方針

老朽家屋率が高く道路環境などの未整備な地区は、老朽家屋の建 替えや道路整備に併せて市街地整備を促進し、住環境の改善と地区 の活性化に努める。

また、老朽化の著しい低層公営住宅については、建替事業などにより高度利用を進め、良好な居住環境の形成を図る。

- (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の 方針
  - ① 土地の高度利用に関する方針
    - ・ JR小樽築港駅周辺については、都市機能の向上を図り良好な都市空間を確保していくとともに、地区計画区域内における地区整備計画が未策定である地区での適切な土地利用の検討を進めるなど、複合的な土地利用の推進を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、新駅周辺地域の 適切な土地利用について検討する。

また、臨港地区については、港湾計画に基づき適切な土地利用を図るとともに、港湾機能と都市機能が調和し、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進するため、地区計画等を活用した用途の複合化も含めた適切な土地利用を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

密集市街地で老朽家屋率が高い地区や狭あいな道路が多い地区については、市街地整備などを検討し居住環境の向上に努める。

また、良好な住環境の維持すべき地区としては、まとまりのある低層系住宅地である幸・天神・望洋台・桂岡町などと、オタモイ・新光町・星野町の住居系地区計画区域を位置付け、地区の特性を生かし、周囲の自然と調和した住環境の保全に努める。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

社寺境内地などにある身近にふれあう貴重な樹林地、<u>市街地背後に</u> 広がる丘陵地や市域をふちどる海岸線などの骨格的緑地の保全に努め るとともに、歴史的建造物の保全・活用など、歴史的街並みの形成に 努める。 旧

② 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

- ・オタモイ地区は、老朽化した公営住宅の建替えに伴い低層長屋住 宅を集合化していく計画により、周辺の住環境に配慮しつつ土地 利用の転換を図る。
- ・朝里川温泉地区は観光地にふさわしい土地利用を進めるため、施 設などの建替えに対応した土地利用の促進を図る。
- ・ さらに、既存住宅地内における地区計画については、周辺の社会 環境変化に対応し、適切な内容になるよう見直しを行う。

③ 居住環境の改善または維持に関する方針

- ・密集市街地で居住環境の向上を図るべき地区としては、中心市街地内の手宮・東雲町・花園周辺などで、老朽家屋率が高く狭あいな道路が多い地区を位置付け、市街地整備などを促進し居住環境の向上を図る。
- ・新たな住宅市街地形成に合わせて良好な住環境の実現を図るべき 地区としては、恵まれた自然環境を活かした良好な新市街地であ る望洋台・星野町地区を位置付け、地区の特性に合わせて良好な 住宅市街地を形成していく。
- ・また、良好な住環境を維持すべき地区としては、まとまりのある 低層系の用途である幸・天神・望洋台・桂岡地区と、オタモイ・ 幸・新光町・星野町地区の住居系地区計画区域を位置付け、周囲 の自然と調和した住環境の保全を進める。
- ④ 市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針
  - ・社寺境内地などにある身近にふれあう貴重な樹林地の保全につと めるとともに、天狗山周辺などの市街地背後に広がる重要な緑の 骨格をなしている緑地の保全を図る。

#### (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、農道など農業基盤の整備が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律(第8条第2項第1号)に基づく小樽市農業振興地域整備計画書において農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

新

### ② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

がけ地など災害の発生のおそれがある区域については、緑地の保全 などに努め、また、いっ水・津波・高潮の恐れのある区域については 治水対策や海岸線の保全に努めるなど災害の防止を図る。

## ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な都市環境を形成する上で重要な要素である市街地背後の赤岩山・天狗山・毛無山・石倉山・春香山などの丘陵樹林地や「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」などの自然景勝地については、自然環境の維持・保全に努める。

# ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等における生活環境の維持及び整備については、必要に応 じて<u>地区計画を活用するなど、</u>周辺<u>の</u>自然環境に配慮した土地利用<u>に</u> 努める。

#### (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第10条第3項の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。
- ・本区域において保全すべき農用地として、蘭島・忍路・桃内・塩 谷地区等などで農業生産基盤整備や各種の農業投資が実施された 区域、または実施を予定している区域は優良な農用地として保全 に努める。

# ② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・ <u>急傾斜地の危険区域やがけ地については、緑地の保全に努め、急</u> 傾斜地崩壊防止工事などを促進する。
- ・また、いっ水・津波・高潮などのおそれのある区域については、 治水対策や海岸線の保全に努めるなど災害の防止を図る。

## ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・良好な都市環境を形成する上で重要な要素である市街地背後の赤岩山・旭山・天狗山・毛無山・石倉山・春香山などの丘陵樹林地や「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」などの自然景勝地については、自然環境の維持・保全に努める。

# ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・既存集落の生活・住環境を維持し整備していく地区として桃内地区を位置付け、自然環境の維持・保全を基本とした地区計画制度などを活用しながら、周辺自然環境に配慮した土地利用を図る。
- ・ また、毛無山山麓周辺地区などにおいては、豊富な観光資源を活かし、「小樽市山麓地域観光振興指針」に基づいた環境整備を検討する。

#### 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

### 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として、港湾及び鉄道が早くから整備され、海陸交通の要衝として、本道の発展に大きく貢献してきた。

近年、<u>道央広域連携地域</u>の西の玄関口の役割を果たすとともに、 陸上交通や海上交通の結節点として、地域内をはじめ、国内外を結 <u>ぶ機能を有しており、本地域</u>の拠点都市としてその役割を増大させ ている。

本区域の交通体系は、海陸交通の結節点として小樽港があり、3・3・7 号小樽中央線(国道5号)、3・3・8 号蘭島中央線(国道5号)及び札樽自動車道を主軸とし、3・1・500 号道央新道(国道337号)、3・4・14 号若松線(国道393号)、3・4・17 号朝里温泉通(道道小樽定山渓線)及びその他都市内幹線街路からなる道路網を形成しており、またこれらの道路網を利用したバス路線やJR函館本線の鉄道が公共交通網を形成している。

近年、人口の減少や急速な高齢化の進行、安全・安心に対する意識 の高まりや環境問題など、交通を取り巻く環境が大きく変化してい

このような状況の中、都市内交通については、これまでも基盤整備 が進められてきたが、今後とも都市の生活や経済活動を支える重要 な機能として、交通の円滑化や利便性の向上、人にやさしい交通環 境、公共交通の充実などが求められており、広域交通については、 新たな高速交通ネットワークの構築、都市内交通との連携など、道 内外や地域間の交流促進、経済活動の連携や観光交流の促進のた め、機能の充実が求められている。

このため、本区域の交通施設の整備は、効率性、快適性、安全性のほか、環境や景観との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や安全・安心や環境面などからの考え方とともに、情報技術などの活用、既存交通施設を有効利用する考え方を連動させた、総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

ア 広域交通については、既存交通機能の充実を図りつつ、各種交 通機関の適切な分担と有機的な連携を図ることにより、総合的・ 一体的な交通体系の確立を目指す。

#### 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

### ① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として、港湾及び鉄道が早くから整備され、海陸交通の要衝として、本道の発展に大きく貢献してきた。近年、<u>道央圏</u>の西の玄関口の役割を果たすとともに、<u>後志と道央とを結ぶ交通の結節点となっており、</u>後志地区の拠点都市としてその役割を増大させている。

本区域の交通体系は、海陸交通の結節点として小樽港があり、3・3・7 号小樽中央線(国道5号)、3・3・8 号蘭島中央線(国道5号)、札樽自動車道を主軸とし、3・1・500 号道央新道(国道337号)、3・4・14 号若松線(国道393号)、3・4・17 号朝里温泉通(道道小樽定山渓線)、その他都市内幹線街路からなる道路網、及びJR北海道の函館本線が陸上交通網を形成している。

交通の主流である自動車交通については、本区域が山坂の多い地 形的な制約を受けていることから、市内の幹線を含め、道路の整 備率が低く、円滑な通行の確保が図られないため、日常生活や経 済活動に影響を及ぼしている。

また、小樽港は、港湾施設の一部が老朽化し、既存ふ頭の再開発による機能の更新が求められているとともに、背後圏との円滑なアクセスのために臨港道路の整備拡充が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、 多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、 情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を運動 させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。 これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

ア 今後とも増大する広域交通に対しては、各種交通機関の適切な分担と有機的な連携を図ることにより、総合的・一体的な交通体系の確立を目指す。

ĺΗ

また、北海道横断自動車道や北海道新幹線など新たな交通ネットワークとそのアクセス機能の形成を促進するとともに、広域的な観光交流や経済活動に寄与する交通ネットワークの充実に努める。

イ 都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、計画的な整備に努めるとともに、公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実を図る。

また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実に努める。

- ウ だれもが安全に安心して移動できる、人にやさしい交通環境を 実現するため、交通施設のバリアフリー化などを促進する。
- エ 中心市街地のにぎわいの創出を支援する交通環境形成のため、 駐車場の適切な誘導や効率的利用を促進するとともに、歩道整備 や歩行者案内標識などの充実により、回遊性の高い良好な歩行空 間の整備に努める。
- オ 地震などの災害に際して、円滑な避難、復旧などが可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、除排雪などの冬期交通対策の充実に努める。
- カ 長期未着手都市計画道路等については、地域特性や人口の減少 などの社会情勢の変化を踏まえ、その必要性等を総合的に点検・ 検証を行い、必要に応じて配置を再検討する。
- b 整備水準の目標

本区域の交通体系は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、道路交通に関しては当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の形成を促進 するとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 1.53km/k ㎡となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 <u>17</u> 年 (基準年)	平成 <u>32</u> 年 ( <u>目標年</u> )
幹線街路網密度	1.26 km/km²	1.30 km/km²

また、<u>道央圏主要観光地を結ぶ、観光リゾート環状ネットワークの形成を促進する。</u>

- イ 都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、交通需要に対応した計画的・段階的な整備に努める。 また、公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の強化を図る。
- ウ <u>高齢社会への移行に伴い、全ての歩行者の安全で快適な通行を確保するために、バリアフリー化の推進や、自転車交通にも</u> 配慮した交通施設の整備を図る。
- エ 中心市街地における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、駐車場に関する整備計画の策定に努め、駐車場への適切な 誘導や効率的な利用を促進する。
- オ 地震などの災害に際して、円滑な避難、復旧などが可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、除排雪などの冬期交通対策の強化に努める。

### b 整備水準の目標

本区域の交通体系は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、道路交通に関しては当面次のような整備 水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備 を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて 段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.0km/k ㎡となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 <u>12</u> 年 (基準年)	平成 <u>22</u> 年 (基準年の 10 年後)
幹線街路網密度	1.6 km/km²	<u>2.0</u> km/km²

# ② 主要な施設の配置方針

a 道 路

高速交通ネットワークの形成を図るために配置している 1・3・1 号小樽山手通(北海道横断自動車道) <u>やインターチェンジへのアクセス道路</u>の早期整備を促進するとともに、市内地域間を結ぶ環状道路(道道小樽環状線)、産業・交流の軸となる 3・2・4 号臨港線(道道小樽港線) や物流・交流拠点である小樽港などの主要な拠点間を結ぶ道路網の形成の促進、JR小樽駅駅前広場の交通機能の充実など、広域交通と都市内交通の有機的な連携のとれた道路交通ネットワークの充実に努める。

また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、3・4・14 号若松線(道道天神南小樽停車場線)と一体的な新駅駅前広場について、検討を行い整備を行うとともに、アクセス機能の充実に努める。

#### b 鉄 道

北海道新幹線の整備にあたっては、新駅駅舎と連携した駅前広場などの整備により、利用者のアクセス機能などを確保する。

また、JR函館本線は、公共交通として輸送機能の充実に努める。

### c 駐 車 場

中心市街地における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、駐車場に関する整備計画の策定や<u>駐車場への適切な誘導と効率的な利</u>用に努める。

#### d 港 湾

道央広域連携地域の日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存の港湾施設や港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致や 対岸諸国などとの貿易拡大に努めるとともに、老朽化した港湾施設の計画的な更新を進める。

また、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流 の場としての活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成 に努める。

## ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。

1·3·1 号小樽山手通(北海道横断自動車道余市~小樽間)、3・2・4 号臨港線(道道小樽港線)の整備を促進する。

### ② 主要な施設の配置方針

a 道 路

高速交通ネットワークの形成を図るために配置している 1・3・1 号小樽山手通(北海道横断自動車道) の早期整備を促進するとともに、周辺地区からのアクセスのため当該道路と 3・3・7 号小樽中央線(国道 5 号)を結ぶ 3・3・54 号塩谷小学校通の整備を促進するなど、都市や地域を結ぶ広域交通網の充実に努める。

通過交通による中心市街地の交通混雑の解消を図るため、市街 地外縁部に新たな都市計画道路(道道小樽環状線)を配置し、都 市内交通の円滑化に努める。

### b鉄道

JR函館本線の小樽・札幌間、及び後志方面における高速化や輸送力の増強を促進するとともに、他の交通手段との結節機能強化を含めた駅施設の再整備を検討する。

#### c 駐 車 場

中心市街地における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、 駐車場に関する整備計画の策定や計画的な駐車場の配置に努める とともに、駐車場整備地区及び駐車場附置義務条例の見直しを検 討する。

# d 港 湾

既存ふ頭の再開発などによる港湾施設の近代化や機能強化を進 めることで、道央圏日本海側の流通拠点港としての役割強化を図 る。

また、ウォーターフロントを活かした魅力ある多様な機能が調和する総合的な港湾空間の形成を図るため、小樽築港駅周辺地区や既存ふ頭周辺での親水機能の導入を検討する。

# ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。

3・4・17 号朝里温泉通(道道小樽定山渓線)、3・2・4 号臨港線 (道道小樽港線)、道道小樽環状線の整備を促進する。

# (2) 下水道及び河川

# ① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、衛生的で住みよい生活環境の 確保及び公共用水域の水質環境の保全を図るとともに、河川との 整合を図りながら雨水を効率的に排除するため、下水道の整備を 促進する。

また、都市施設として<u>持続可能な下水道機能を</u>維持するため、 <u>老朽化した下水道施設の</u>改築更新を進める<u>とともに、環境に配慮</u> し、災害に強い施設づくりに努める。

イ河川

河川については、<u>関係機関や地域</u>との連携を図りながら、安全性の確保や親水性の向上<u>に努め、</u>周辺環境に配慮した河川整備<u>に</u>努める。

b 整備水準の目標

ア下水道

小樽公共下水道の下水道普及率は平成 17 年で、98.1%であり、今後も、下水道の普及を目指すとともに、施設の長寿命化などによるコスト縮減に努めながら、施設の改築更新を計画的に進める。

イ 河 川

河川については、<u>安全性の確保や</u>周辺環境に配慮した<u>河川整備</u>に努める。

# ② 主要な施設の配置方針

a 下 水 道

本区域では、処理区域を中央・銭函・蘭島の3処理区に区分し、 地域特性などを考慮しながら適正な規模の処理場、ポンプ場、幹線 管渠などを配置し、適切な管理運営に努める。

b 河 川

市街地中心付近を流れる勝納川については、治水安全度の確保、 周辺環境及び親水性に配慮するとともに、地域と連携した施設整備 を進める。また、市街地西部の蘭島川・餅屋沢川・塩谷川、市街地 南東部の朝里川や市街地東部を流れる星置川・キライチ川について も安全性の確保や、適切な維持管理に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。

### (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、衛生的で住みよい生活環境 の確保及び公共用水域の水質環境の保全を図るとともに、河川 との整合を図りながら雨水を効率的に排除するため、下水道の 整備を促進する。

また、都市施設として<u>の下水道機能を恒久的に</u>維持するため、<u>適切な</u>改築更新を進める。

#### イ 河 川

河川については、<u>関係市町村</u>との連携を図りながら、安全性の確保や親水性の向上<u>を図り、</u>周辺環境に配慮した河川整備<u>を</u>推進する。

b 整備水準の目標

ア下水道

小樽公共下水道の下水道普及率は平成 <u>12 年度末で、96.1</u>%であり、今後<u>も市街地の下水道の普及を目指し、整備推進を図る。</u>

イ 河 川

河川については、治水安全度の向上を図るとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

# ② 主要な施設の配置方針

a 下 水 道

本区域では、処理区域を中央・銭函・蘭島の3処理区に区分し、 地域性などを配慮しながら適切な規模の処理場、ポンプ場、幹線管 渠などを配置し管理運営に努める。

b 河 川

市街地中心付近を流れる勝納川・朝里川については、治水上の 安全度の確保に努めるとともに、周辺の自然環境や親水性に配慮 した施設整備を進める。また、市街地西部の蘭島川・餅屋沢川・ 塩谷川や市街地東部を流れる星置川・キライチ川についても治水 上の安全度の確保や、適切な維持管理に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に、優先的に整備することを予定する施設としては次のとおりである。

a 下水道

老朽化した下水道施設は、省エネルギー化などによる環境への負荷の低減を図りながら改築更新を進めるとともに、施設の重要度に応じた耐震化を行い、災害に強い施設づくりに努める。

b 河 川

勝納川については、周辺環境や親水性に配慮するとともに、地域と連携した施設整備を図る。

#### (3) その他の都市施設

#### 基本方針

a 廃棄物処理施設

廃棄物の減量化に向け、発生抑制や再使用・再利用を中心とした循環型社会の形成を促進する施策に取り組み、快適な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るものとする。

一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、北しりべし廃棄物処理広域連合※の「広域計画」並びに小樽市の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、既存施設である北しりべし広域クリーンセンター(焼却施設及びリサイクルプラザ)の適切な管理運営に努める。

産業廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図る。

※北しりべし廃棄物処理広域連合:北海道の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の6市町村により平成14年4月に発足

# ② 主要な施設の配置の方針

一般廃棄物処理施設については、周辺環境に配慮するとともに、地理的に安定し、廃棄物処理の継続性が図られることなどを勘案し、引き続き桃内地区に北しりべし広域クリーンセンターを配置し管理運営を行う。

a 下 水 道

市街化区域内の未整備地区である中央処理区の塩谷地区、銭函 処理区の張碓・銭函地区の幹線管渠の整備を進めるとともに、老 朽化した下水道施設の改築更新を行う。

また、浸水被害の防除のため、中央処理区の色内地区や銭函処 理区の銭函地区においては、道路整備事業にあわせて雨水渠の整備を行う。

b 河 川

勝納川<u>及び朝里川</u>については、<u>周辺の自然環境</u>や親水性に配慮 した施設整備を図る。

## (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### 基本方針

a 廃棄物処理施設の整備方針

廃棄物の減量化に向け、発生抑制や再使用・再利用を中心とした循環型社会の形成を促進する施策に取り組み、快適な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るものとする。

新たな焼却処理施設の設置については、国の新ガイドラインに 合わせて策定した北海道の「ごみ処理の広域化計画」に沿った広 域処理施設を整備する。

また、ゴミ減量化を促進する新たな破砕処理施設と資源化リサイクル施設は、焼却処理施設の計画に併せて整備する。

## b 整備水準の目標

共同広域処理を行う構成市町村(小樽市・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村)のゴミ減量化施策の取り組みによる排出量の推移とゴミ質についての分析などを十分に行い策定した「ごみ処理施設整備事業計画」により施設整備を推進する。

② 主要な施設の配置の方針

生活環境、自然環境に配慮するとともに、地理的に安定し、廃棄物処理の継続性が図られることなどを勘案し、<u>桃内地域に配置する</u>

- ③ 主要な施設の整備目標
  - ・平成 19 年度供用開始を目標として、一般廃棄物焼却処理施設、破砕処理施設、資源化リサイクル施設の整備を進める。

### 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地等快適な都市環境や機能的な都市活動を確保すべき地域に おいて、歴史的なまちなみ等の周辺地区との調和のとれた都市環境の整備、防災機能の向上等を図るなど、市街地開発の計画的な誘導に努める。

# 4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- (1) 基本方針
- ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は<u>道央広域連携地域</u>の西端に位置し、前面には日本海が広が り背後には山岳丘陵が迫っており、市街地は海岸沿いの狭あいな平坦 地を主体に発達している。市街地の各所から背後の豊かな森林を望む ことができ、緑あふれる都市景観を呈し、気候は比較的温暖で過ごし やすい。

また、本市は、北海道開拓の中で先駆的な拠点として開かれ、経済 都市として繁栄してきた。その歴史をしのばせる街並みのほか、旧日 本郵船㈱小樽支店、手宮洞窟などの史跡文化財が多く存在するととも に、海岸線の一部は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けて いるなど、良好な自然環境が数多く残されている。

これらの多様かつ貴重な自然、文化及び伝統を後世に伝えるとともに、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観構成」の4つの機能が効率的に発揮されるように、公園緑地などの整備保全に努める。

また、整備にあたっては、バリアフリー化<u>に配慮し、だれもが利用</u> しやすい施設整備を進める。

# ② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	将来市街地に対す	都市計画区域に
(平成 <u>32</u> 年)	る割合	対する割合
将来市街地 <u>内</u> <u>127</u> ha	<u>3.3</u> %	<b>2.5</b> %
都市計画区域 <u>内</u> 330ha		

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の顔であるJR小樽駅から運河周辺一帯に至る中心商業業務地を形成している稲穂・色内・花園においては、「街なか活性化計画」と連携し、民間活力を積極的に導入した歩行者空間の確保や魅力ある商業空間の創出に努め、観光ネットワークなどに配慮しながら「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、新旧調和のとれた都市環境の整備を進め、商業街区の活性化を図る。

また、JR小樽築港駅周辺については、地区環境を考慮した未利用地の有効利用などの検討を行い、ウォーターフロントの特性を活かした商業レクリエーション機能を主体として複合機能の進展を図る。

(2) 市街地整備の目標

小樽築港駅周辺地区地区計画区域内の地区整備計画の策定を促進す

- 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - (1) 基本方針
  - ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は道央圏の西端に位置し、前面には日本海が広がり背後に は山岳丘陵が迫っており、市街地は海岸沿いの狭あいな平坦地を主 体に発達している。市街地の各所から背後の豊かな森林を望むこと ができ、緑あふれる都市景観を呈し、気候は比較的温暖で過ごしや すい。

また、本市は、北海道開拓の中で先駆的な拠点として開かれ、経済都市として繁栄してきた。その歴史をしのばせる街並みのほか、旧日本郵船㈱小樽支店、手宮洞窟などの史跡文化財が多く存在するとともに、海岸線の一部は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けているなど、良好な自然環境が数多く残されている。

これらの多様かつ貴重な自然、文化及び伝統を後世に伝えるとともに、新しい時代に対応した魅力を加えつつ、快適な生活を営むため、「都市環境の保全」、「レクリエーション需要の充足」、「都市防災の強化」及び「潤いのある景観づくり」の観点から、系統的に公園緑地などの整備保全に努める。

また、整備にあたっては、バリアフリー化を推進する。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	将来市街地に対	都市計画区域に
(平成 <b>22</b> 年)	する割合	対する割合
将来市街地 118ha 都市計画区域 320ha	<u>おおむね 3%</u>	<u>おおむね 3%</u>

# ③ 都市計画区域内人口1人当たり公園等の面積

年 次	平成 <u>17</u> 年 (基準年)	平成 <u>32</u> 年 (目標年)
都市計画区域内 人口1人当たり の目標水準	9.1 m²/人	15.7 ㎡/人

### (2) 主要な緑地の配置の方針

#### ① 環境保全系統の配置方針

- a 都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な市街地背後 に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮公園の樹 林地の保全を図る。
- c 学校などの公共公益施設の緑化や街路樹の整備を進める。
- d 多様な生き物などの生息・生育環境を育む河畔林などの水辺周辺 緑地の保全を図る。

### ② レクリエーション系統の配置方針

a 住区基幹公園のうち、街区公園については、街区内を主体とした 適正な配置に努める。

近隣公園については、1近隣住区に1箇所設置することを目標とする。

地区公園については、4近隣住区に1箇所設置することを目標とする。

b 都市基幹公園のうち、総合公園については、既存の手宮公園・小 樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努める。

運動公園については、市街地背後の丘陵地に設置することを目標とする。

- c 特殊公園として優れた自然景観を有する風致公園や歴史公園を設置することを目標とする。
- d 市民に潤いを与える都市緑地を緑の少ない中心市街地に配置する よう努める。

# ③ 防災系統の配置方針

- a 雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する市 街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 崖崩れ防止などに寄与する市街地内部の丘陵樹林地の保全に努める。
- c 水害、火災などの災害時の避難地として公園緑地など公共空地の 確保を図る。

## ③ 住民一人あたりの都市公園等の面積

年 次	平成 <u>12</u> 年 (基準年)	平成 <u>22</u> 年 ( <u>基準年の 10</u> 年後)
都市計画区域内 人口1人当たり の目標水準	_8 m²/人	<u>12</u> ㎡/人

# (2) 主要な緑地の配置の方針

#### ① 環境保全系統の配置方針

- a 都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な市街地背後 に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地 の保全を図る。
- c 学校などの公共公益施設の緑化や街路樹の整備を推進する。
- d 多様な生き物などの生息・生育環境を育む河畔林などの水辺周辺 緑地の保全を図る。

### ② レクリエーション系統の配置方針

a 住区基幹公園のうち、街区公園については、街区内を主体とした 適正な配置に努める。

近隣公園については、1近隣住区に1箇所設置することを目標とする。

地区公園については、4近隣住区に1箇所設置することを目標とする。

- b 都市基幹公園のうち、総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努める。 運動公園については、東街地北後の丘陸地に設置することを目標
  - 運動公園については、市街地背後の丘陵地に設置することを目標とする。
- c 特殊公園として優れた自然景観を有する風致公園や歴史公園を設置することを目標とする。
- d 市民に潤いを与える都市緑地を緑の少ない中心市街地に配置するよう努める。

# ③ 防災系統の配置方針

- a 雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する市 街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 崖崩れ防止などに寄与する市街地内部の丘陵樹林地の保全に努める。
- c 水害、火災などの災害時の避難地として公園緑地など公共空地の 確保を図る。

### ④ 景観構成系統の配置方針

- a 都市景観を構成する骨格的な緑地である市街地背後に広がる天狗 山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地景観に潤いを与える社寺境内林及び丘陵樹林地の保全に努める。
- c 小樽の中心部を一望できる丘陵地として手宮公園・平磯<u>公園</u>など の保全を図る。
- d 都市景観の向上に資するため、公園緑地などを整備するととも に、街路樹や公共公益施設などの緑化を進める。
- (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針
- ① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

V III 선·III		整備目標	
公園緑地 等の種別	配置方針	平成 <u>17</u> 年 (基準年)	平成 <u>32</u> 年 (目標年)
街区公園	街区内での適正な配置に 努める。	<u>0.9 m²/人</u>	<u>1.4 ㎡/人</u>
近隣公園	1近隣住区に1箇所設置 することを目標とする。	<u>1.2</u> ㎡/人	<u>3.3 ㎡/人</u>
地区公園	4近隣住区に1箇所設置 することを目標とする。	<u>1.7 ㎡/人</u>	<u>2.4 ㎡/人</u>
総合公園	既存の手宮公園、小樽公園、長橋なえぼ公園の施設の充実に努める。	<u>5.2 ㎡/人</u>	<u>6.4</u> ㎡/人
運動公園	市街地背後の丘陵地に設置することを目標とする。		
その他の公園緑地	特殊公園として、優れた 自然景観を有する風致公 園や歴史公園を設置する ことを目標とするととも に、中心市街地に都市緑 地などの整備に努める。	<u>0.1</u> ㎡/人	<u>2.2</u> ㎡/人

### ④ 景観構成系統の配置方針

- a 都市景観を構成する骨格的な緑地である市街地背後に広がる天狗 山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。
- b 市街地景観に潤いを与える社寺境内林及び丘陵樹林地の保全に努める。
- c 小樽の中心部を一望できる丘陵地として手宮公園・平磯<u>岬</u>などの 保全を図る。
- d 都市景観の向上に資するため、公園緑地などを整備するととも に、街路樹や公共公益施設などの緑化を推進する。

# (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

		整備目標(㎡/人)		
公園緑地 等の種別	配置方針	至照日 平成 <u>12</u> 年 (基準年)	保 <u>(m/人)</u> 平成 <mark>22</mark> 年 ( <u>基</u> 準年の 10 年後)	
街区公園	街区内での適正な配置に 努める。	0.8	1.1	
近隣公園	1近隣住区に1箇所設置 することを目標とする。	<u>1.2</u>	<u>1.6</u>	
地区公園	4近隣住区に1箇所設置 することを目標とする。	1.4	<u>1.9</u>	
総合公園	既存の手宮公園、小樽公園、長橋なえぼ公園の施設の充実に努める。	<u>4.9</u>	<u>5.1</u>	
運動公園	市街地背後の丘陵地に設置することを目標とする。			
その他の公園緑地	特殊公園として、優れた 自然景観を有する風致公 園や歴史公園を設置する ことを目標とするととも に、中心市街地に都市緑 地などの整備に努める。	<u>0.1</u>	<u>1.8</u>	

# ② 特別緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

		指定目標	
地区の種別	指定方針	平成 17 年	平成 32 年
		(基準年)	( <u></u> 目標年)
	市街地内部に		
	あって、市街		
	地の環境の向		
特別緑地	上に寄与する		
保全地区	社寺境内林や		約 7 ha
水土地区	良好な自然林		
	として貴重な		
	樹林地の指定		
	を予定する。		
	都市環境の向		
	上に寄与する		
	とともに、都		
	市景観を形成		
風致地区	する重要な要		約 157 ha
	素となる天狗		
	山周辺での指		
	定を予定す		
	る。		

新

### (4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等

特別緑地保全地区については社寺境内林や貴重な樹林地を、風致地区については天狗山周辺での指定を予定する。

# ② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

旧

		指定目標 <u>(ha)</u>	
地区の種別	指定方針	平成 12 年	平成 22 年
		(基準年)	(基準年の 10 年後)
	市街地内部に		7
	あって、市街		
	地の環境の向上に寄与する		
緑地保全地区	社寺境内林や		
MANUNALIUM	良好な自然林		
	として貴重な		
	樹林地の指定		
	を予定する。		
風致地区	都市環境の向		<u>157</u>
	上に寄与する		
	とともに、都		
	市景観を形成		
	する重要な要		
	素となる天狗		
	山周辺での指		
	定を予定す		
	る。		

# (4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

緑地保全地区については社寺境内林や貴重な樹林地を、風致地区については天狗山周辺での指定を予定する。